

# 貸金業登録申請（新規・更新）手続きの手引き

## 目 次

1	登録を受けなければならない者	1
2	登録を受けることができない者	2
3	貸金業登録	6
(1)	登録申請から登録までの流れ	6
(2)	登録申請に必要な書類	7
(3)	登録の有効期間	15
(4)	登録申請手数料	15
(5)	登録申請書の提出部数	16
(6)	登録申請書の提出先	16
(7)	登録申請に際する注意事項	16
(8)	貸金業法施行規則改正に伴う注意事項	17
4	変更の届出	18
(1)	変更から「2週間以内」に届出が必要なもの	18
(2)	変更内容について「事前」に届出が必要なもの	22
5	廃業等の届出	24
6	開始等の届出	26
7	登録換え	29

## 神奈川県産業労働局中小企業部金融課 (令和6年3月改訂版)

【問合せ先：神奈川県産業労働局中小企業部金融課】

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045-210-5690 (ダイヤル)

ホームページ

[http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/ent/f646/kinyu\\_trouble.html](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/ent/f646/kinyu_trouble.html)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/ent/f646/p7859.html>

## 1 登録を受けなければならない者

神奈川県内の行政区域内にのみ営業所又は事務所を設置して「貸金業」を営もうとする者は、貸金業者として神奈川県知事の登録を受けることが必要です。（貸金業法（以下「法」という。）第3条第1項）

※2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置して「貸金業」を営もうとする場合は、お近くの財務省各地方財務局の所管課へお問合せください。

「貸金業」とは、

- (1) 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介
  - (2) 手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介
- を業として行うことをいいます。（法第2条第1項柱書）

なお、法の規定に基づき、次に掲げるものは「貸金業」から除くこととされています。（法第2条第1項各号）

- (1) 国又は地方公共団体が行うもの
- (2) 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの
- (3) 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの
- (4) 事業者がその従業者に対して行うもの
- (5) (1) から (4) に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものを行うもの

### 【貸金業法（抜粋）】

（定義）

第2条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 国又は地方公共団体が行うもの
- (2) 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの
- (3) 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの
- (4) 事業者がその従業者に対して行うもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものを行うもの

～以下省略～

（登録）

第3条 貸金業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては内閣総理大臣の、1の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

～以下省略～

## 2 登録を受けることができない者

登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録を拒否されることとなります。(法第6条第1項各号)

- (1) 心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 法第24条の6の4第1項、第24条の6の5第1項又は第24条の6の6第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により登録を取り消され、又は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」第38条第1項(第2号から第4号までを除く。)の規定により同法第12条の登録(貸金業貸付媒介業務(同法第11条第5項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第10条第1項第6号及び第24条の27第1項第3号において同じ。))の種別に係るものに限る。)を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。)
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (5) この「法」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」、「旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律」、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)、若しくは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり「物価統制令」第12条の規定に違反し、若しくは「刑法」若しくは「暴力行為等処罰に関する法律」の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- (7) 貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者
- (8) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前記(1)から(7)までのいずれかに該当するもの
- (9) 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに前記(1)から(7)までのいずれかに該当する者のあるもの
- (10) 個人で政令で定める使用人のうちに前記(1)から(7)までのいずれかに該当する者のあるもの
- (11) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- (12) 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者
- (13) 営業所又は事務所について貸金業務取扱主任者の要件を欠く者
- (14) 純資産額が貸金業を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者
- (15) 貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者
  - ① 定款又は寄附行為の内容が法令に適合していない者（貸金業法施行規則（以下「**施行規則**」という。）第5条の7第1項第1号）
  - ② 常務に従事する役員（個人の場合は、申請者）のうちに貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者がいない者（施行規則第5条の7第1項第2号）
  - ③ 営業所等ごとに貸付けの業務に1年以上従事した経験を有する者が常勤の役員又は使用人（政令で定める使用人に限りません。）として1人以上在籍していない者（施行規則第5条の7第1項第3号）
  - ④ 資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するため十分な社内規則を定めていない者（施行規則第5条の7第1項第4号）
  - ⑤ 指定紛争解決機関と手続実施基本契約を締結していない者（施行規則第5条の7第1項第5号）
- (16) 他に営む業務が公益に反すると認められる者

なお、(14) の純資産額の金額は、5千万円とされています。（貸金業法施行令（以下「**施行令**」という。）第3条の2）

また、貸金業者が指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結した場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならないこととされています。（法第12条の2の2第2項）

#### 【新規登録申請をご検討の皆様へ】

最近、新規登録申請について、次のような要件を満たさない方からのご相談が増えていきます。申請及び相談にあたっては、貸金業登録を受ける為に必要不可欠な要件を満たしているか（満たす予定があるか）、あらかじめご確認くださいようお願いいたします。

- ・ 営業所又は事務所に貸金業務取扱主任者（国家資格者）を配置していない者（法第6条第1項第13号（上記（13）））
- ・ 純資産額が貸金業を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額（5千万円）に満たない者（法第6条第1項第14号（上記（14）））
- ・ 常務に従事する役員（個人の場合は、申請者）のうちに貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者がいない者（法第6条第1項第15号、施行規則第5条の7第1項第2号（上記（15）②））

## 【貸金業法（抜粋）】

### （登録の拒否）

第6条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第3条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- （1）心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）第24条の6の4第1項、第24条の6の5第1項若しくは第24条の6の6第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により登録を取り消され、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号）第38条第1項（第2号から第4号までを除く。）の規定により同法第12条の登録（貸金業貸付媒介業務（同法第11条第5項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第10条第1項第6号及び第24条の27第1項第3号において同じ。）の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）
- （4）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- （5）この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和47年法律第102号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第12条の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- （7）貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者
- （8）営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- （9）法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの
  - イ 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
  - ロ 第2号から第7号までのいずれかに該当する者
- （10）個人で政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの
  - イ 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
  - ロ 第2号から第7号までのいずれかに該当する者
- （11）暴力団員等がその事業活動を支配する者
- （12）暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

(14) 純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者(資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者を除く。)

(15) 貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

(16) 他に営む業務が公益に反すると認められる者

～以下省略～

(指定紛争解決機関との契約締結義務等)

第12条の2の2 ～第1項省略～

2 貸金業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

～以下省略～

**【貸金業法施行令(抜粋)】**

(貸金業者の最低純資産額)

第3条の2 法第6条第1項第14号に規定する政令で定める金額は、5千万円とする。

**【貸金業法施行規則(抜粋)】**

(登録の拒否の審査)

第5条の7 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第3条第1項の登録の申請があった場合において、法第6条第1項第15号に規定する貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるかどうかの審査をするときは、当該申請をした者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

(1) 定款又は寄附行為の内容が法令に適合していること(申請者が法人である場合に限る。)

(2) 常務に従事する役員のうち貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者があること(申請者が個人である場合にあつては、申請者が貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者であること。)

(3) 営業所等(自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。)ごとに貸付けの業務に1年以上従事した者が常勤の役員又は使用人として1人以上在籍していること。

(4) 資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するため十分な社内規則を定めていること。

(5) 法第12条の2の2に規定する措置を講ずるために必要な措置を講じていること。

～以下省略～

### 3 貸金業登録

#### (1) 登録申請から登録までの流れ

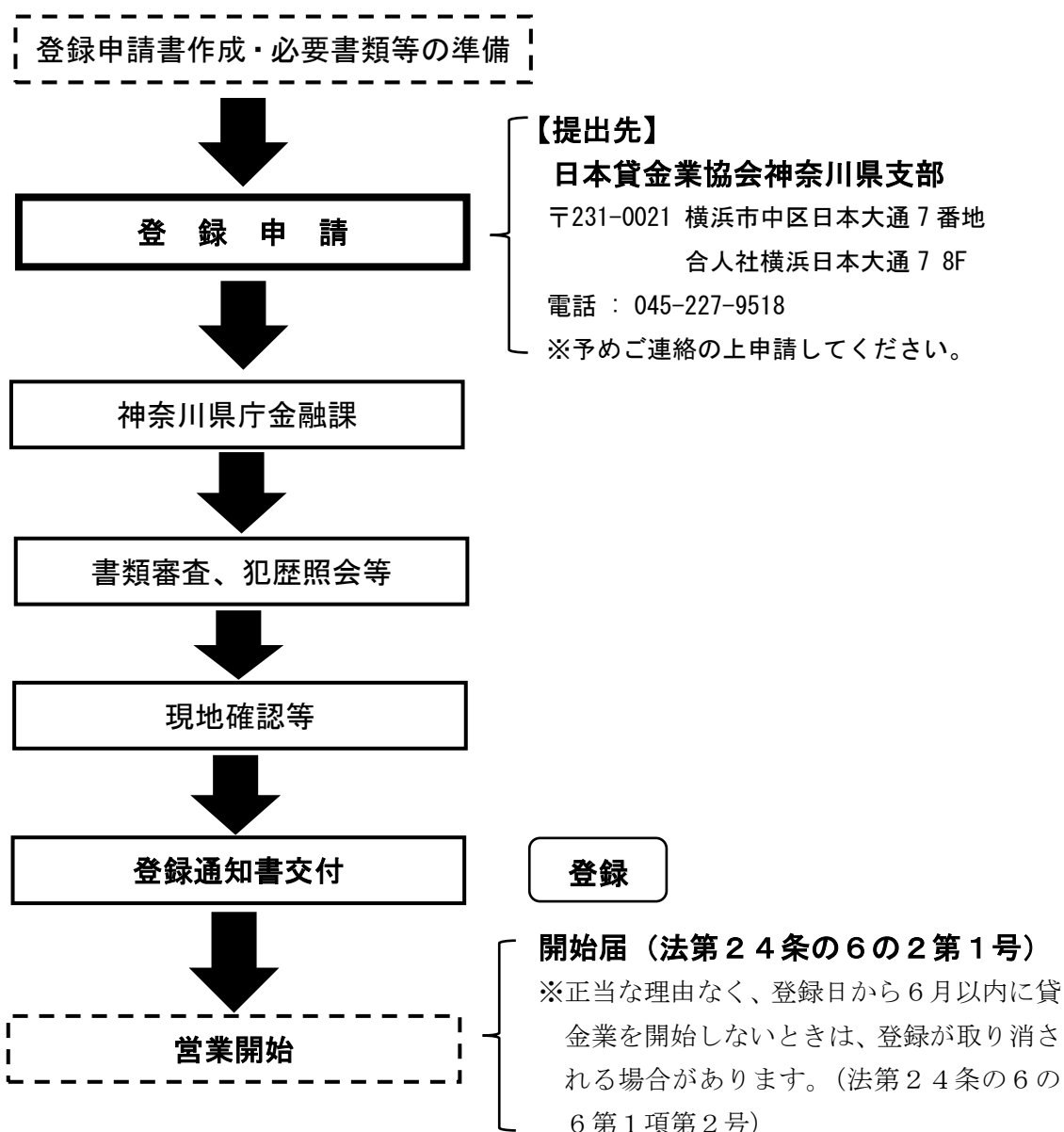
##### ①登録申請の審査期間

登録申請いただいてから登録までの審査期間は、標準で約2か月間です。

ただし、申請内容によっては慎重な審査が必要となるなどのため、さらに審査のための時間を要する場合があります。

また、登録申請いただいても、「2 登録を受けることができない者」に記載する登録の拒否要件に該当する場合には、登録を拒否する場合がありますのでご注意ください。(登録を拒否した場合も、申請手数料をお返しできません。)

##### ②登録までの流れ



## (2) 登録申請に必要な書類

### 【申請書類】

1	登録申請書(表紙) 様式第1号 第1面	<p><b>【登録申請者が法人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商号及び代表者氏名は登記事項証明書のとおり記載。</li> </ul> <p><b>【登録申請者が個人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商号登記を行っている場合は当該商号を記載。</li> <li>・氏名について、外国人で住民票に通称が記載されている場合は、氏名欄に括弧書で併記することができる。(以下の氏名欄も同じ。)</li> </ul>
2	登録の区分等 様式第1号 第2面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2面欄外の「記載上の注意」に従って記載すること。</li> </ul> <p><b>【登録申請者が法人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員は、法第4条第1項第2号に該当する者をすべて記載する。例えば株式会社の場合、取締役、執行役、議決権の25%超を所有する個人、親会社の議決権の50%超を所有する個人などをいう。未成年者がいるときはその者の法定代理人。(以下同様)</li> <li>・<u>貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する常務に従事する役員が必要であることに留意する。</u></li> </ul> <p><b>【登録申請者が個人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「商号・名称」は屋号又は氏名を記載する。</li> <li>・「住所」は現住所(現住所において貸付けに関する業務を営まない場合には、貸付けに関する業務に係る主たる営業所等の所在地)を記載する。</li> <li>・<u>申請者本人が貸付けの業務に3年以上従事した経験が必要であることに留意する。</u></li> </ul>
3	令第3条に規定する使用人 様式第1号 第3面	<p><b>【登録申請者が法人の場合】</b></p> <p>政令で定める使用人は、営業所等の業務を統括する者(支配人、本店長、支店長等の名称を有する者であるかを問わない)、営業所等において、貸付け、債権の回収及び管理その他資金需要者等の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有する者(部長、次長、課長等の名称を有する者であるかを問わない)及びその権限を代行しうる地位の者等をいう。</p> <p><b>【登録申請者が個人の場合】</b></p> <p>政令で定める使用人は、営業所等の業務を統括する者、営業所等において、貸付け、債権の回収及び管理その他資金需要者等の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有する者及びその権限を代行しうる</p>



		地位の者等をいう。
4	営業所等の名称及び所在地 様式第1号 第4面	<p><b>【登録申請者が法人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「営業所・事務所」とは、貸金業を営もうとする者又はその代理人が、一定の場所で貸付けに関する業務の全部又は一部を継続して営む施設又は設備をいう。</li> <li>・「名称」は、「本店」、「〇〇支店」、「〇〇営業所」等と記載する。</li> <li>・「所在地」は、建物名、階数、部屋番号まで記載し、場所が特定できる固定電話番号を記載する。</li> <li>・貸金業務取扱主任者の氏名・登録番号を記載する。</li> </ul> <p>※携帯電話、IP電話など場所を特定できない電話番号で申請することはできない。</p> <p>※貸金業務取扱主任者は、各営業所、事務所ごとに最低1名以上選任する。(貸金業の業務に従事する従業者の数が50人ごとに1名。常勤であることを要する。)</p> <p><b>【登録申請者が個人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「営業所・事務所」とは、貸金業を営もうとする者又はその代理人が、一定の場所で貸付けに関する業務の全部又は一部を継続して営む施設又は設備をいう。</li> <li>・「名称」は、「本店」と記載する。</li> <li>・「所在地」は、建物名、階数、部屋番号まで記載し、場所が特定できる固定電話番号を記載する。</li> <li>・貸金業務取扱主任者の氏名・登録番号を記載する。</li> </ul> <p>※携帯電話、IP電話など場所を特定できない電話番号で申請することはできない。</p> <p>※貸金業務取扱主任者は、各営業所、事務所ごとに最低1名以上選任する。(貸金業の業務に従事する従業者の数が50人ごとに1名。常勤であることを要する。)</p>
5	法第4条第1項第7号に規定する電話番号その他の連絡先等 様式第1号 第5面	<p>広告・勧誘等で表示等をする固定電話番号、ファクシミリ番号、フリーダイヤル、ホームページアドレス、電子メールアドレス等を記載する。</p> <p>※携帯電話、IP電話など場所を特定できない電話番号で申請することはできない。</p>
6	業務の種類 様式第1号 第6面	営もうとする業務の種類を選択する。
7	業務の方法 様式第1号 第7面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「貸付けの相手方」は、営もうとする業務に応じてイ又はロを○で囲み、両方の業務を営もうとする場合は主に行うものを◎で囲む。</li> <li>・「利息の計算方法」は、先取り・後取り、単利・複利、残</li> </ul>

		<p>債方式・アドオン方式の別を選択し、端数利息の処理方法を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「返済の方式並びに返済の期間及び返済の回数」は、返済の方式を選択し、期間、回数等を記載する。</li> <li>・「その他必要と認められる事項」は、貸付けの申込み方法及び金銭の交付の方法等、貸付けの方法を具体的に記載する。</li> </ul>
8	<p>他に行っている事業の種類 様式第1号 第8面</p>	<p>日本標準産業分類表細分類により、他に行っている主な事業の種類を記載する。</p>
9	<p>登録免許税領収書、収入印紙又は証紙貼付欄 様式第1号 第9面</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録申請手数料(15万円)分をクレジットカード又はインターネットバンキング(Pay-easy(ペイジー))により納付する。(第9面については、様式のみ添付すること。)</li> </ul> <p>※電子納付に支障がある場合は、事前に相談すること。</p>

※「登録申請者」が未成年者の場合、「登録申請者」は、未成年者である登録申請者とその法定代理人を指す。(添付書類も同じ)

**【添付書類】**

1	<p>誓約書 ※規則第4条第1項</p>	<p><b>【登録申請者が法人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所定の様式（様式第1号の2）により作成する。</li> <li>・ <u>法人の代表者名で誓約する。</u></li> </ul> <p>※変更届出書に添付する誓約書（様式第1号の3）と様式が異なることに留意。</p> <p><b>【登録申請者が個人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所定の様式（様式第1号の2）により作成する。</li> <li>・ <u>登録申請者名で誓約する。</u></li> </ul> <p>※変更届出書に添付する誓約書（様式第1号の3）と様式が異なることに留意。</p>
2	<p>登録の拒否事由（法第6条第1項第2号）に該当しない旨の官公署の証明書 ※規則第4条第4項第3号</p>	<p><b>【登録申請者が法人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>役員、政令で定める使用人、貸金業務取扱主任者</u>について本籍地の市区町村長が発行する身分証明書を各人別に提出する。</li> <li>・ 申請日から3か月以内に発行されたものであることが必要。</li> </ul> <p><u>※外国人の場合は、身分証明書に代えて、別途誓約書を提出する必要があるので、申請前に相談すること。</u></p> <p><b>【登録申請者が個人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>申請者、政令で定める使用人、貸金業務取扱主任者</u>について本籍地の市区町村長が発行する身分証明書を各人別に提出する。</li> <li>・ 申請日から3か月以内に発行されたものであることが必要。</li> </ul> <p><u>※外国人の場合は、身分証明書に代えて、別途誓約書を提出する必要があるので、申請前に相談すること。</u></p>
3	<p>住民票の抄本又はこれに代わる書面 ※規則第4条第4項第1号</p>	<p><b>【登録申請者が法人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>役員、政令で定める使用人、貸金業務取扱主任者</u>について住所地の市区町村長が発行する住民票の抄本を各人別に提出する。</li> <li>・ 申請日から3か月以内に発行されたものであることが必要。</li> </ul> <p><u>※外国人の場合は住民票（国籍記載）又はこれに代わる書面を提出する。住民票（国籍記載）以外の書面を提出する場合には、申請前に相談すること。</u></p> <p><b>【登録申請者が個人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>申請者、政令で定める使用人、貸金業務取扱主任者</u>について住所地の市区町村長が発行する住民票の抄本を各人別に</li> </ul>

		<p>提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日から3か月以内に発行されたものであることが必要。</li> </ul> <p><u>※外国人の場合は住民票（国籍記載）又はこれに代わる書面を提出する。住民票（国籍記載）以外の書面を提出する場合には、申請前に相談すること。</u></p>
4	<p>登録申請者等の履歴書</p> <p>※規則第4条第4項第4号</p>	<p><b>【登録申請者が法人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>役員、政令で定める使用人</u>について各人別に所定の様式（様式第2号第1面）により作成する。（法定代理人も作成する必要あり。）</li> <li>・貸金業に係る具体的な職歴や兼職状況を全て記載する。貸金業務に従事していた法人が貸金業者であった場合は、貸金業者登録番号も併せて記載する。</li> </ul> <p><b>【登録申請者が個人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>申請者、政令で定める使用人</u>について各人別に所定の様式（様式第2号第1面）により作成する。（法定代理人も作成する必要あり。）</li> <li>・貸金業に係る具体的な職歴や兼職状況を全て記載する。貸金業務に従事していた法人が貸金業者であった場合は、貸金業者登録番号も併せて記載する。</li> </ul>
5	<p>規則第4条第2項に規定する書類（本人確認書類の写し等）の貼付欄</p> <p>※規則第4条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各人別に所定の様式（様式第2号第2面）により作成する。</li> <li>・運転免許証（運転経歴証明書を含む）の写し、旅券（パスポート）の写し、写真付個人番号カード（マイナンバーカード）の写し、在留カード又は特別永住者証明書の写しを貼付する。</li> <li>・その他官公署から発行された書類を貼付する場合は、氏名、住所、生年月日が記載され、当該官公署が所持人の写真を貼付したものであること。</li> </ul> <p>※これらが無い場合に限り、官公署から発行され又は発給された書類その他これに類するもので、氏名、住所、生年月日が記載されたものの写しを貼付するとともに、あわせて顔写真（縦4cm、横3cm）を貼付する。</p> <p>※写真は申請日前3か月以内に撮影されたものであること。</p>
6	<p>登録申請者（役員※法人である役員を除く。）、重要な使用人（令第3条に規定する使用人）及び貸金業務取扱主任者の氏名等</p> <p>※規則第4条第4項第9号</p>	<p><b>【申請者が法人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の様式（様式第3号の2）により作成する。</li> <li>・<u>役員、政令で定める使用人、貸金業務取扱主任者</u>について記載する。</li> </ul> <p><b>【申請者が個人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の様式（様式第3号の2）により作成する。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者、政令で定める使用人、貸金業務取扱主任者について記載する。</li> </ul>
7	株主又は社員名簿、親会社の株主又は社員名簿又はこれに代わる書面 ※規則第4条第4項第7号	<b>【申請者が法人の場合のみ】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第3号を用いて作成し、議決権の多い順に5名（法人を含む）記載する。</li> </ul>
8	法人の登記事項証明書 ※規則第4条第4項第7号	<b>【申請者が法人の場合のみ】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局（登記所）から発行されるもの。</li> <li>・申請日前3か月以内に発行されたものであることが必要。</li> </ul> ※目的欄に「貸金業、金銭の貸付け、融資」のいずれかが入っていることが必要であることに留意する。
9	定款等 ※規則第4条第4項第7号	<b>【申請者が法人の場合のみ】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人代表者の原本証明が必要。</li> <li>・法人格のない社団又は財団の場合はこれらに準ずるものを添付する。</li> </ul> ※目的欄に「貸金業、金銭の貸付け、融資」のいずれかが入っていることが必要であることに留意する。 ※定款等の内容が、法人の登記事項証明書の記載事項と合致していることを要する。（合致していない場合は、株主総会議事録等で補完する必要がある。）
10	貸借対照表又はこれに代わる書面 ※規則第4条第4項第10号	<b>【申請者が法人の場合のみ】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録申請日を含む事業年度の前事業年度の決算時の貸借対照表。</li> <li>・決算期が到来していない新設法人にあつては、設立時に作成した貸借対照表。</li> </ul> ※貸借対照表の内容確認資料として、法人税の確定申告書及び確定申告書に添付した貸借対照表の写しの添付を求める場合がある。（監督指針Ⅲ-3-1(1)④） ※純資産が5千万円以上でなければ登録できないことに留意する。（「資金需要者等の利益を損なうおそれがない者」として法第6条第1項第14号に基づき、施行規則第5条の5並びに第5条の6に規定される者を除く。）
11	財産に関する調書（及びその価額を証明する書面） ※規則第4条第4項第12号  （財産を証する書面） ※法第6条第1項第14号 ※施行令第3条の2	<b>【申請者が個人の場合のみ】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第4号を用いて作成し、純資産が施行令第3条の2で定められた額（5千万円）を超えているか確認する。</li> <li>・個人の預金、土地等の資産及び借入金等の負債を記載する。</li> <li>・金融機関が発行する残高証明書、証券会社が発行する取引残高報告書、市区町村が発行する固定資産評価証明書、不動産</li> </ul>

	監督指針Ⅲ－３－１(１)④⑤	産鑑定士が作成した鑑定評価書の写し等、資産及び負債の額を証する書面を添付する。 ※青色申告をしている場合にあつては、内容確認資料として、所得税の確定申告書(所得税青色申告決算書及び収支内訳書を含む。)の写し等の提出を求める場合がある。(監督指針Ⅲ－３－１(１)④)
12	営業所等の所在地を証する書面又はその写し ※法第４条第２項第４号 ※監督指針Ⅲ－３－１(１)③	・営業所等にかかる登記事項証明書、固定資産税の納税通知書の写し、課税明細書の写し等。(申請者が所有者の場合) ・賃貸借契約書写し、転貸借契約書写し、原契約書に規定がある場合などは転貸等に関する承諾書写し等。(申請者が賃貸借契約等により営業所等を設置する場合) ・有人店舗ごとに最寄駅から営業所等までの地図及び営業所内の状況がわかる見取り図(エレベータや階段部分を含む) ・営業所等の写真
13	代理店契約書又はこれに代わる書面 ※規則第４条第４項第８号	・代理店や提携契約がある場合に代理店契約書写しを添付する。 ※監督指針Ⅲ－３－１(１)②のハ及びニ参照。 ※「これに代わる書面」を提出する場合、原本証明が必要。
14	「貸金業務取扱主任者の登録完了通知」の写し ※規則第４条第４項第13号	規則第26条の53第１項の書面の写しを提出する。
15	貸金業の業務に関する社内規則 ※規則第４条第４項第14号	・役職員が遵守すべき規則で、貸金業法令等及び日本貸金業協会の定款・諸規則を考慮して制定すること。 ・貸金業の業務に関する責任体制を明確にする規定を含むものであること。 ・資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するものであること。
16	貸金業の業務に関する組織図 ※規則第4条第4項第15号	貸金業務に関する組織管理体制を明らかにしたもので、内部管理に関する業務を行う組織を含むものを提出する。
17	貸付け業務の経験者の業務経歴書(様式第４号の２) ※規則第4条第4項第15号 ※本表欄外の注記を参照すること	<b>【申請者が法人の場合】</b> ・営業所等ごとに在籍する業務経験者の業務経歴を明記する。 ・複数社での貸金業務経歴を通算できる。(疎明資料の提出を求める場合がある。) ※常務に従事する役員の内、3年以上貸付けの業務に従事した経験を有する者がいること(当該要件に該当する役員について、1名以上記載すること。)

		<p>※営業所ごとに貸付けの業務に1年以上従事した者が、<u>常勤の役員または使用人として1名以上在籍していること。</u>  <u>(常務の役員で3年以上貸付けの業務に従事した経験を有する者と兼務することができる。)</u></p> <p><b>【申請者が個人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所等ごとに在籍する業務経験者の業務経歴を明記する。</li> <li>・複数社での貸金業務経歴を通算できる。(疎明資料の提出を求める場合がある。)</li> </ul> <p>※<u>申請者本人が、3年以上貸付けの業務に従事した経験を有すること。</u></p> <p>※営業所ごとに貸付けの業務に1年以上従事した者が、1名以上在籍していること。</p>
18	<p>指定紛争解決機関との契約締結等の状況(様式第4号の2の2)</p> <p>※規則第4条第4項第16号</p>	<p>手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関名を記載する。</p>
19	<p>沿革(役員が法人である場合に作成)</p> <p>※規則第4条第4項第5号</p>	<p><b>【申請者が法人の場合のみ】</b></p> <p>無限責任組員など役員が法人の場合に作成し、法人の登記事項証明書を添付する。</p>
20	<p>真実かつ正確であることを確認するために必要な事項を記載した書類</p>	<p>必要に応じ、裏付書類の追加提出を求める場合がある。</p>

※添付書類の中には、法人代表者の原本証明を求める場合もあるので、登録申請前に予め確認すること。

※項目17の「貸付け業務の経験者の業務経歴書」については、貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する役員の業務経験を証明する書面(自社以外の貸金業務経歴を通算する場合は、他社在籍を証明する在職証明書、厚生年金加入記録の写し等)を併せて提出すること。なお、貸付けの業務とは、契約の締結、金銭の交付、債権の回収等の経歴をいい、総務、人事、経理、システム管理等の業務経験は一般的に貸付けの業務には該当しない(通算できない)と考えられる。

### (3) 登録の有効期間

登録期間は**3年間**です。有効期間満了後も引き続き登録を受けようとする場合は、更新登録が必要です。(法第3条第2項)

現に受けている登録の**有効期間満了の日の5か月前から2か月前まで**に更新登録申請を行ってください。(施行規則第5条)

※更新登録申請の期限は、現に受けている登録の有効期間満了の日の2か月前とされていますので、期限までに更新登録申請を行わない場合は、登録が未更新で失効することにご留意ください。

#### 【貸金業法（抜粋）】

(登録)

第3条 ～第1項省略～

2 前項の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

～以下省略～

#### 【貸金業法施行規則（抜粋）】

(登録の更新の申請期限)

第5条 貸金業者は、法第3条第2項の規定による登録の更新を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の2月前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

### (4) 登録申請手数料

登録申請手数料は次のとおりです。

#### **登録申請手数料 15万円**

※新規登録申請及び更新登録申請とも、登録申請手数料は同額です。

※登録申請手数料は、e-KANAGAWA 神奈川県電子申請システムで利用可能な、

①クレジットカード

②インターネットバンキング (Pay-easy (ペイジー))

のいずれかの方法で納付してください。

※登録申請書「登録免許税領収書、収入印紙又は証紙貼付欄」(第1号様式第9面)については、様式のみ添付してください。

※登録申請手数料の電子納付に際しては、所定のID及び初期パスワードでe-KANAGAWA 神奈川県電子申請システムへログインいただく必要があります。予め所定のID及び初期パスワードを交付しますので、申請前にご相談ください。(初期パスワードについては、交付後に変更いただけます。)

※登録申請手数料の電子納付に何らかの支障がある場合には、事前に相談してください。



## (5) 登録申請書の提出部数

登録申請書の提出部数は、新規登録及び更新登録とも

### 1部

提出いただきます。

※正本1部のみ提出してください。副本を提出いただく必要はありません。

※正本に添えて、添付書類もあわせて提出してください。

※登録申請者が登録申請書の控えを必要とする場合には、正本1部に加えて、さらに副本1部をご用意ください。

※登録申請書の控えについては、收受印（受付印）を押印してお返しします。

## (6) 登録申請書の提出先

登録申請書の提出先については次のとおりです。

日本貸金業協会神奈川県支部

〒231-0021

横浜市中区日本大通7番地 合人社横浜日本大通7 8階

電話：045-227-9518

※日本貸金業協会神奈川県支部の営業日は、原則として毎週火曜日及び金曜日です。（祝日を除く。）

※登録申請書の提出にあたっては、予め電話連絡の上、日本貸金業協会神奈川県支部職員の指示に従ってご提出してください。

## (7) 登録申請に際する注意事項

### ①二重登録

同一人が2以上の登録を受けることはできません。異なる商号や屋号を使用した場合も同様です。

夫婦がそれぞれ登録を受けることや、登録申請者である法人が登録申請する場合もしくは既に登録されている場合、当該法人の役員（代表者など）が個人としても登録申請を行うことは、実質的に二重登録の恐れがあるので、どちらか一方で登録申請するようにしてください。

### ②同一店舗における複数登録

同一店舗内で、複数の貸金業者が貸金業を営むことは、資金需要者にとって紛

らわしいので避けてください。

店舗の入口を別にした上、店舗内の事務室もパーテーションで仕切るなど、それぞれ独立した店舗で貸金業を営んでいただく必要があります。

資金需要者が来店した際の応接スペースも、それぞれ別々の会議室などを確保いただく必要があります。

### ③法人の「主たる営業所」

法第3条第1項に規定する「営業所」は「主たる営業所」と「従たる営業所」に区分されます。

法人における主たる営業所を本社・本店といい、法人が営む事業の管理統括的機能を有する営業所を指します。

従って、所在地を確知できないような、営業の実体がない登記上のみの本店で登録を受けることはできません。

### ④「従たる営業所」の責任者

従たる営業所を設ける場合には、各店舗の責任者を政令で定める使用人として登録していただく必要があります。

ただし、法人が取締役等を従たる営業所の責任者に充てる場合はこの限りではありません。

### ⑤公営住宅及び集合住宅等

使用目的が住居である公営住宅やマンションなどの集合住宅で、貸主等が貸金業の事務所としての営業を認めない物件や、不特定多数の資金需要者等が来店できない物件は、貸金業の営業所として登録できません。

## (8) 貸金業法施行規則改正に伴う注意事項

行政手続のオンライン化推進等の観点から、押印を求める手続きの押印廃止等を目的として、令和2年12月23日付で施行規則が改正されました。

これに伴い次の点が変更になりましたのでご留意ください。

#### 【変更点】

①施行規則で規定されている様式の押印欄が削除されました。

※ただし、押印がされていても不備として扱いません。

②施行規則第10条に定めていた印鑑証明書の添付が不要となりました。

③役員等の氏名を記載する際に旧氏(きゅううじ)の使用(併記)も可能となりました。

※当該氏名の使用については、登録申請等の際の氏名に旧氏及び名を併記して申請している場合に限ります。新たに旧氏の使用(併記)を希望する場合は、法第8条第1項に基づく変更届が必要です。

## 4 変更の届出

登録貸金業者は、登録申請書記載事項に変更が生じた場合には、変更事項について届け出なければなりません。（法第8条）

営業所の名称変更、所在地変更及び広告等に使用する電話番号等の変更については、予め届け出なければなりません。

その他、代表者や役員、業務の種類・方法等の変更については、2週間以内に届け出なければなりません。

### 【貸金業法（抜粋）】

（変更の届出）

第8条 貸金業者は、第4条第1項各号（第5号及び第7号を除く。）に掲げる事項に変更があったときは、その日から2週間以内に、同項第5号又は第7号に掲げる事項を変更しようとするとき（前条各号のいずれかに該当することとなる場合を除く）は、あらかじめ、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

～以下省略～

変更内容に応じて、変更届出書に必要な主な書類は次のとおりです。

### （1）変更から「2週間以内」に届出が必要なもの

（法第8条第1項、規則第8条第1項）

#### ①変更届出書

必要部数 正本1部（副本を提出いただく必要はありません。）

#### ②添付書類

必要部数 1部（正本に添付）

### 【必要書類】

変更内容		変更届出書 (様式第5号)	登録簿差換え様式	添付書類
商号・名称 ※規則第8条第1項第1号		○	様式第1号 第2面	登記事項証明書 (法人のみ)
事業主（個人）	氏名	○		①戸籍抄本、②在留カード、③特別永住者証明書 ※①～③のいずれかを添付。（外国人の場合は②又は③）
役員（個人）・株主・法定代理人等（法人） ※規則第8条第1項第2号	就任	○		①登記事項証明書（登録申請者のもの。法人が新たに法

<p>イ、第5号 (※1)</p>			<p>定代理人に就任する場合のみ、当該法人のものを添付する。) (※2) ②誓約書(様式第1号の3) ③登録申請者(役員※法人である役員を除く。)、重要な使用人(令第3条に規定する使用人)及び貸金業務取扱主任者の氏名等(様式第3号の2) ④登録申請者等の履歴書(様式第2号第1面) ⑤規則第4条第2項に規定する書類(本人確認書類の写し等)の貼付欄(様式第2号第2面) ⑥住民票の抄本又はこれに代わる書面 ⑦登録の拒否事由(法第6条第1項第2号)に該当しない旨の官公署の証明書(本籍地の市区町村長が発行する身分証明書)(※3) ⑧沿革(法人が新たに法定代理人に就任する場合のみ、当該法人のものを添付)</p>
	<p>退任</p>	<p>○</p>	<p>①登記事項証明書(※2) ②登録申請者(役員※法人である役員を除く。)、重要な使用人(令第3条に規定する使用人)及び貸</p>

				金業務取扱主任者の氏名等（様式第3号の2）
	役職	○		登記事項証明書（※4）
	氏名	○		①戸籍抄本、②在留カード、③特別永住者証明書 ※①～③のいずれかを添付。（外国人の場合は②又は③）
役員（法人） ※規則第8条第1項第2号 (ロ)	就任	○		①登記事項証明書（登録申請者及び役員である法人のもの双方）（※2） ②沿革
	退任	○		登記事項証明書（登録申請者のもの）（※2）
	役職	○		—
	氏名	○		登記事項証明書（役員である法人のもの）（※2）
重要な使用人（令第3条に規定する使用人） ※規則第8条第1項第3号	就任	○		様式第1号 第3面 ①誓約書（様式第1号の3） ②登録申請者（役員※法人である役員を除く。）、重要な使用人（令第3条に規定する使用人）及び貸金業務取扱主任者の氏名等（様式第3号の2） ③登録申請者等の履歴書（様式第2号第1面） ④規則第4条第2項に規定する書類（本人確認書類の写し等）の貼付欄（様式第2号第2面）

			<p>⑤住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>⑥登録の拒否事由（法第6条第1項第2号）に該当しない旨の官公署の証明書（本籍地の市区町村長が発行する身分証明書）（※3）</p>
	退任	○	<p>登録申請者（役員※法人である役員を除く。）、重要な使用人（令第3条に規定する使用人）及び貸金業務取扱主任者の氏名等（様式第3号の2）</p>
	氏名	○	<p>①戸籍抄本、②在留カード、③特別永住者証明書</p> <p>※①～③のいずれかを添付。（外国人の場合は②又は③）</p>
貸金業務取扱主任者 ※規則第8条第1項第4号	就任	○	<p>様式第1号 第4面</p> <p>①誓約書（様式第1号の3）</p> <p>②登録申請者（役員※法人である役員を除く。）、重要な使用人（令第3条に規定する使用人）及び貸金業務取扱主任者の氏名等（様式第3号の2）</p> <p>③住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>④登録の拒否事由（法第6条第1項第2号）に該当しない旨の官公署の証明書（本籍地の市区町村長が発行する身分証明書）（※3）</p>

			⑤「貸金業務取扱主任者の登録完了通知」の写し
	退任	○	登録申請者（役員※法人である役員を除く。）、重要な使用人（令第3条に規定する使用人）及び貸金業務取扱主任者の氏名等（様式第3号の2）
	氏名	○	①戸籍抄本、②在留カード、③特別永住者証明書 ※①～③のいずれかを添付。（外国人の場合は②又は③）
業務の種類・方法等		○	各該当様式 様式第1号 ①第6面 ②第7面 ③第8面 変更の内容に応じて該当する様式を提出すること。

- ※1 施行規則第5条の4第1項第3号に基づく貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する役員が退任した場合は、新たに就任する貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する役員の業務経験を証明する書面（在職証明書、厚生年金加入記録の写し等）を提出すること。
- ※2 役員就退任等の後、2週間以内の届出期間に間に合わない場合は、事後提出すること。（届出時には理由書を添付すること。）
- ※3 本籍地の市区町村から「身分証明書」1通の交付を受けて添付する。（外国人の場合は「身分証明書」に代えて、別途「誓約書」を提出いただくので、事前に相談すること。）
- ※4 登記事項証明書の役職名に変更がある場合のみ提出すること。

[注意]

- 1 官公署が証明する書類は、**申請の日前3か月以内**に発行されたものの原本を添付すること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併記することができる。（旧氏及び名を証する書面の提出が必要）

## （2）変更内容について「事前」に届出が必要なもの

（法第8条第1項、規則第8条第1項）

### ①変更届出書

必要部数 正本1部（副本を提出いただく必要はありません。）

### ②添付書類

必要部数 1部（正本に添付）

【必要書類】

変更内容		変更届出書 (様式第5号)	登録簿差換え様式	添付書類
営業所 ※規則第8条第1項第6号、7号 (※1)	移転 新設	○	様式第1号 第4面 (第2面)(※2)	①登記事項証明書 ※法人の本店又は主たる事務所の所在地を移転する場合のみ。 ②営業所等の所在地を証する書面又はその写し ③営業所の地図・見取り図・写真 ④代理店契約書の写し ⑤ATM等利用契約書の写し ⑥他の貸金業者と同一場所に営業所を設置する際の対処方法を記した書面 ※④、⑤、⑥は該当する場合のみ。
	住所 変更	○	様式第1号 第4面	住所変更証明書(市町村発行)
	廃止	○		—
	名称	○		—
広告又は勧誘に表示する連絡先等 ※法第8条第1項	○	様式第1号 第5面(※3)	—	

※1 新設の場合は、貸金業務取扱主任者就任の届出書類も提出すること。

※2 移転等に伴い、第2面の住所欄も変更となる場合は、第2面についても提出すること。

○第2面の住所欄に記載する住所(様式第1号第2面欄外の「記載上の注意」参照。)

・法人は、登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地

・個人は、貸付けに関する業務に係る主たる営業所等の所在地

※3 インターネットによる広告や貸付け申込みを行っている場合は、ホームページアドレス及びメールアドレスを記載。

[注意]

- 1 官公署が証明する書類は、**申請の日前3か月以内**に発行されたものの原本を添付すること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併記することができる。(旧氏及び名を証する書面の提出が必要)



## 5 廃業等の届出

貸金業者に、次のいずれかに掲げる届出事由が生じた場合には、その日から30日以内（（1）の場合は、その事実を知った日から30日以内）に、その旨を届け出なければなりません。（法第10条第1項）

### 【届出者】

**（1）貸金業者の死亡（個人事業主である貸金業者の死亡）**

その相続人

**（2）法人の合併等による消滅（法人格のない社団又は財団にあっては、合併に相当する行為による消滅）**

代表する役員であった者

**（3）破産手続開始の決定**

破産管財人

**（4）法人が合併及び破産手続開始決定以外の理由により解散（法人格のない社団又は財団にあっては、解散に相当する行為）をした場合**

清算人（法人格のない社団又は財団にあっては、その代表者又は管理人であった者）

**（5）貸金業の廃止**

貸金業者であった個人又は貸金業者であった法人を代表する役員

**（6）金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第12条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第16条第1項の変更登録（貸金業貸付媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けた場合**

当該登録又は変更登録を受けた者

### 【廃業等の届出時の必要書類】

届出書類		廃業等届出事項					
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
廃業等届出書（様式第6号）		○	○	○	○	○	○
添付書類	届出者の戸籍謄本	○					
	貸金業者の除籍謄本	○					
	相続人が複数で、事業承継者を選定した場合はその旨を証する書面の写し	○					
	消滅した法人の登記事項証明書		○				
	合併契約書写し等		○				
	裁判所による破産管財人証明書			○			
	清算人に係る登記事項証明書				○		
金融サービス仲介業登録済み通知書写し							○

- ※1 上記（２）の添付書類「消滅した法人の登記事項証明書」は、合併による解散がわかるものが必要。
- ※2 上記（４）の添付書類「清算人に係る登記事項証明書」は、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書が必要。
- ※3 廃業等届出書提出時には、届出者の本人確認を行うため、運転免許証、旅券（パスポート）、官公署から発行された所持人の写真が貼付された証明書などの書類を持参すること。なお、届出者以外の者が委任されて廃業等届出書を提出する場合には、上記の本人確認書類を提示するとともに、委任状を提出すること。
- ※4 廃業等届出書提出後、貸金業者であった者又はその一般承継人が、法第４３条に規定するみなし貸金業者に該当する場合には、法第２４条の６の１０の規定に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引の全てが終了するまで、毎事業年度末における残貸付け債権の状況を報告すること。

#### 【貸金業法（抜粋）】

（廃業等の届出）

第 10 条 貸金業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、その日（第 1 号の場合にあっては、その事実を知った日）から 30 日以内に、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

- （１）貸金業者が死亡した場合 その相続人
- （２）法人が合併（人格のない社団又は財団にあっては、合併に相当する行為。第 4 号において同じ。）により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- （３）貸金業者について破産手続開始の決定があった場合 その破産管財人
- （４）法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散（人格のない社団又は財団にあっては、解散に相当する行為）をした場合 その清算人（人格のない社団又は財団にあっては、その代表者又は管理人であった者）
- （５）貸金業を廃止した場合 貸金業者であった個人又は貸金業者であった法人を代表する役員
- （６）金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 12 条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第 16 条第 1 項の変更登録（貸金業貸付媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けた場合 当該登録又は変更登録を受けた者

～以下省略～

（報告徴収及び立入検査）

第 24 条の 6 の 10 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その登録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

～以下省略～

（登録の取消し等に伴う取引の結了）

第 43 条 貸金業者について、第 3 条第 2 項若しくは第 10 条第 2 項の規定により登録が効力を失ったとき、第 24 条の 6 の 4 第 1 項、第 24 条の 6 の 5 第 1 項若しくは第 24 条の 6 の 6 第 1 項の規定により登録が取り消されたとき、又は第 10 条第 3 項の規定により引き続き貸金業を営むことができる期間を経過したときは、当該貸金業者であった者又はその一般承継人は、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお貸金業者とみなす。

## 6 開始等の届出

貸金業者が、次のいずれかに該当することとなった場合には、その日から2週間以内に、その旨を届け出なければなりません。（法第24条の6の2、規則第26条の25、第26条の26）

### （1）様式

任意様式

※法令では定められていませんが、日本貸金業協会から雛形が示されています。

### （2）提出期限

2週間以内

### （3）提出が必要な場合

①貸金業を開始し、休止し又は再開したとき。

※開始の年月日、休止の期間又は再開の年月日及び休止又は再開の理由を記載すること。

②指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したとき、又は当該信用情報提供契約を終了したとき。

③基準に適合する財産要件を満たさなくなったとき。

④法第6条第1項第1号、同4～7号、同13号に該当することとなった場合。

⑤法定代理人、役員又は重要な使用人が上記④に該当することとなった場合。

⑥債権譲渡した場合。

⑦役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為があったことを知った場合。

⑧特定の保証業者との保証契約の締結を貸付に係る契約の締結の通常条件とすることとなった場合。

⑨第3者に貸金業の業務の委託を行った場合又は当該業務の委託を行わなくなった場合。

⑩貸金業協会に加入又は脱退した場合。

#### 【ご注意ください】

- ・ ①貸金業務取扱主任者（国家資格者）の配置、②最低純資産額（5千万円）、③常務に従事する役員（個人の場合は、申請者）の3要件（3ページ枠内を参照）については、3年間の登録期間を通じて維持していただく必要があります。
- ・ 3年間の登録期間中に、法第6条第1項第13号、第14号、第15号に該当した場合、新規貸し付けはできなくなり、速やかに違法状態を解消していただくこととなります。
- ・ 改善が図られない場合は、登録取消し等の行政処分を受けることもあります。

**【貸金業法（抜粋）】**

（開始等の届出）

第 24 条の 6 の 2 貸金業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨をその登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

- （1）貸金業（貸金業の業務に関してする広告若しくは勧誘又は貸付けの契約に基づく債権の取立てに係る業務を含む。第 24 条の 6 の 6 第 1 項第 2 号において同じ。）を開始し、休止し、又は再開したとき。
- （2）指定信用情報機関と信用情報提供契約（第 41 条の 20 第 1 項第 1 号に規定する信用情報提供契約をいう。）を締結したとき、又は当該信用情報提供契約を終了したとき。
- （3）第 6 条第 1 項第 14 号に該当するに至ったことを知ったとき。
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、内閣府令で定める場合に該当するとき。

**【貸金業法施行規則（抜粋）】**

（開始等の届出）

第 26 条の 25 法第 24 条の 6 の 2 第 4 号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）法第 6 条第 1 項第 1 号、第 4 号から第 7 号まで又は第 13 号に該当することとなった場合
- （2）貸金業者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合におけるその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第 26 条の 27 第 3 号において「法定代理人」という。）、役員又は重要な使用人が法第 6 条第 1 項第 1 号又は第 4 号から第 7 号までに該当することとなった事実を知った場合
- （3）貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡した場合（法令の規定により法第 24 条の規定を適用しないこととされる場合を除く。）
- （4）役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為があったことを知った場合
- （5）特定の保証業者との保証契約の締結を貸付けに係る契約の締結の通常条件とすることとなった場合
- （6）第三者に貸金業の業務の委託を行った場合又は当該業務の委託を行わなくなった場合
- （7）貸金業協会に加入又は脱退した場合

2 貸金業者は、法第 24 条の 6 の 2 各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から 2 週間以内に、その旨を管轄財務局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

（届出書に記載すべき事項）

第 26 条の 26 法第 24 条の 6 の 2 の規定により届出を行う貸金業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

- （1）法第 24 条の 6 の 2 第 1 号に該当する場合 開始の年月日、休止の期間又は再開の年月日及び休止又は再開の理由
- （2）法第 24 条の 6 の 2 第 2 号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 信用情報提供契約（法第 41 条の 20 第 1 項第 1 号に規定する信用情報提供契約をいう。以下同じ。）を締結又は終了した年月日
  - ロ 信用情報提供契約の相手方の商号又は名称及び住所
- （3）法第 24 条の 6 の 2 第 3 号に該当する場合 純資産額が令第 3 条の 2 に定める金額に満たなくなった年月日及び理由
- （4）第 26 条の 25 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合 次に掲げる事項

- イ 該当することとなった者の氏名
- ロ 当該者が法第6条第1項第1号に該当することとなった場合にあっては、同号に該当することとなった年月日及び理由
- ハ 当該者が法第6条第1項第4号に該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類
- ニ 当該者が法第6条第1項第5号に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項
  - ①違反した法令の規定
  - ②刑の確定した年月日及び罰金の額
- ホ 当該者が法第6条第1項第6号に該当することとなった場合にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当した年月日
- ヘ 当該者が法第6条第1項第7号に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項
  - ①行政手続法第15条の規定による通知があった年月日及び通知の内容
  - ②行政手続法第15条の規定による通知を受けた理由
  - ③廃業の届出、解任の命令又は退任の年月日
- ト 法第6条第1項第13号に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項
  - ①貸金業務取扱主任者の設置が法第12条の3に規定する要件を欠くこととなった営業所又は事務所の名称
  - ②貸金業務取扱主任者の設置が法第12条の3に規定する要件を欠くこととなった年月日
  - ③貸金業務取扱主任者の設置が法第12条の3に規定する要件を欠くこととなった理由
- (5) 第26条の25第1項第3号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所
  - ロ 譲渡年月日
  - ハ 譲渡した貸付けに係る契約に基づく債権の元本の金額
- (6) 第26条の25第1項第4号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 当該行為が発生した営業所又は事務所の名称
  - ロ 当該行為を行った役員又は使用人の氏名又は名称及び役職名
  - ハ 当該行為の概要
- (7) 第26条の25第1項第5号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 保証契約の締結を通常条件とすることとなった年月日
  - ロ 保証業者の商号、名称又は氏名及び住所
- (8) 第26条の25第1項第6号に該当する場合 次に掲げる事項
  - イ 業務の委託を行った又は行わなくなった年月日
  - ロ 業務の委託の相手方の商号、名称又は氏名及び住所
  - ハ 委託を行った又は委託を行わなくなった業務の内容
- (9) 第26条の25第1項第7号に該当する場合 貸金業協会に加入又は脱退した年月日

## 7 登録換え

貸金業者が登録を受けた後に、次のいずれかに該当することとなり、引き続き貸金業を営む場合には、登録換えをしなければなりません。（法第7条）

### （1）神奈川県知事登録から他都道府県知事登録への登録換え

神奈川県知事の登録を受けた貸金業者が、神奈川県内の営業所又は事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置することとなったとき。

### （2）神奈川県知事登録から財務省各地方財務局長登録への登録換え

神奈川県知事の登録を受けた貸金業者が、2以上の都道府県内に営業所又は事務所を有することとなったとき。

- ※1 登録換えの場合の申請書は、登録申請（新規）と同様に作成すること。
- ※2 登録換えの申請書類及び添付書類の提出部数は、申請先の行政庁に確認すること。
- ※3 登録申請手数料の納付方法は、申請先の行政庁の指示に従うこと。
- ※4 登録換えの手続きを経て、申請先の行政庁の登録を受けた後でなければ、現に登録を受けている営業所又は事務所以外で貸金業を営むことができないことに留意すること。
- ※5 知事登録から財務省各地方財務局長登録への登録換えの場合は、本店所在地を管轄する財務省地方財務局が登録行政庁となることに留意すること。

#### 【貸金業法（抜粋）】

（登録換えの場合における従前の登録の効力）

第7条 貸金業者が第3条第1項の登録を受けた後、次の各号の一に該当して引き続き貸金業を営もうとする場合において、同項の規定により内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けたときは、その者に係る従前の内閣総理大臣又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

- （1）内閣総理大臣の登録を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を有することとなったとき。
- （2）都道府県知事の登録を受けた者が当該都道府県の区域内における営業所又は事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置することとなったとき。
- （3）都道府県知事の登録を受けた者が二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を有することとなったとき。

～以下省略～